

# 大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方について



参考資料1-2

## 質問の趣旨

### ○ 背景

- 昭和46年に「大阪府公害防止条例」を制定し、工場・事業場による深刻な大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処していたが、平成6年には、自動車排出ガスや生活排水に起因する都市・生活型公害など生活環境全般の保全にも対応するため、「大阪府公害防止条例」を全面的に見直し「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を制定した。
- 府においては、関係法令の改正に対応するため、都度、条例の見直しを行っている。現条例の制定から25年が経過した現在においては、大阪の環境の状況は大きく改善し、環境基準を概ね達成する状況となっているが、一方で光化学オキシダントや海域のCODなど、引き続き改善が必要な課題もある。
- また、この間の社会経済活動や環境の状況の変化により、条例による規制内容が環境負荷の程度に応じた適切なものとなっているか検証も必要である。

### ○ 質問事項

環境基準未達成の汚染物質への対応や既存制度の見直しなど、今後の「大阪府生活環境の保全等に関する条例」のあり方

## 生活環境保全条例における主な制度

大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場・事業場の規制</li> <li>●石綿排出等作業の規制</li> <li>●規制物質の横出し、届出対象施設の横出し、裾下げ</li> </ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外燃焼行為の禁止</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場・事業場の規制</li> <li>●届出対象施設の横出し、裾下げ</li> </ul>
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道事業に係る地下水採取の許可</li> </ul>
土壤汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土壤汚染状況の調査契機、対象物質の横出し</li> <li>●汚染の除去等の措置など指定区域に係る規制</li> <li>●知事による自主調査等に関する指針の策定及び指導助言</li> </ul>
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出対象物質の横出し</li> <li>●化学物質の管理計画及び管理目標の届出の義務づけ</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工場・事業場の規制</li> <li>●特定建設作業の規制</li> <li>●拡声機、カラオケ、深夜営業に対する規制</li> </ul>
自動車環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流入車の規制</li> <li>●アイドリングの規制（自動車の駐車時における原動機の停止）</li> <li>●低公害車等の利用</li> </ul>

## 大阪の環境の状況

### 【大気】

	環境基準達成率 (%)	
	平成6年度	平成30年度
Ox	0	未達成 (全国的)
PM2.5	14.3 (H23)	89.1
SO2	99.0	改善 又は 達成
NO2	76.5	100
SPM	32.1	100

### 【水質】

	環境基準達成率 (%)	
	平成6年度	平成30年度
海域 COD	66.7	横ばい
河川 BOD	39.7	95.1
海域 N	0 (H7)	改善 又は 達成
海域 P	33.3 (H7)	100

### 【騒音・振動】

	苦情件数の推移 (件)	
	平成6年度	平成29年度
騒音	1,504	1,816
振動	229	207
(全公害)	4,289	4,326

## 検討の内容（案）

大気、水質、化学物質、騒音・振動、その他分野について

- 環境基準未達成の汚染物質への対応
- 法令規制の枠組み、施行状況、環境の状況を踏まえた既存制度の見直し
- 事業者の自主的取組を促進する手法など、規制的手法以外の新たな管理手法のあり方

## 検討スケジュール（案）

令和元年

12月23日 大阪府環境審議会～諮問

令和2年

11月頃 パブリックコメントを経て答申（大気分野以外）

令和3年

11月頃 パブリックコメントを経て答申（大気分野）

※各々の答申を踏まえ、府において所要の手続きを行う